

独立行政法人家畜改良センターインターンシップ実施要領

17独家セ第675号
平成17年 8月 9日

(趣旨)

第1 この要領は、大学(短期大学を含む。)及び大学院(以下「大学等」という。)の学生を対象として、独立行政法人家畜改良センター(以下「センター」という。)においてインターンシップ(以下「就業実習」という。)を行う場合における当該就業実習の期間、実施方法、実習生の資格要件、募集方法、サービス、その他必要な事項を定めるものである。

(就業実習の目的)

第2 本就業実習は、大学等の学生をセンターにおいて就業体験を行わせることにより、学生の学習意欲を喚起し高い職業意識を醸成するとともに、センター業務に対する理解を深めてもらうことを目的とする。

(就業実習の実施機関)

第3 就業実習の実施機関は、センターの本所及び牧場(支場を含む。以下同じ。)とする。

(就業実習の期間)

第4 就業実習の期間は、原則として、毎年7月から9月までの1週間以上1ヶ月以内の期間とし、具体的な日程については、実習生を受け入れる部署の実情により就業実習実施の部又は牧場の長が決定する。

(実習生の資格要件)

第5 実習生は、原則として大学等の学生であって、大学等が意欲、成績、人物、素行等に優れ、サービス規律等を遵守することが確実であるとして推薦した者とする。

(実習生の募集及び決定等)

第6 実習生の募集及び決定等については、次のとおりとする。

- 1 センターは、インターネット等を通じて実習生を募集する。
- 2 就業実習希望者は、大学等の就職担当部局等に申し出るものとする。
- 3 大学等の就職担当部局等は、就業実習に参加させるものとして推薦する学生を取りまとめ、センター総務部長に提出する。
- 4 センターは、大学等の推薦に基づき、受け入れる実習生を選考、決定し大学等に通知する。当該学生への結果の通知は各大学等において行う。
- 5 実習生の受入に当たっては、大学等とセンターとの間で、就業実習期間中における遵守事項等を記載した覚書を締結するものとする。
- 6 実習生は、就業実習開始前にサービス規律等の遵守にかかる誓約をしなければならない。

(就業実習の実施方法等)

第7 就業実習の実施方法等は、次のとおりとする。

- 1 センター就業規則第19条に基づき、就業実習の内容は、センターの事務・事業上漏洩すると重大な影響を与える情報等秘匿性の高い情報(以下「秘密情報」という。)を扱うものとなってはならない。また、秘密情報に接し得る状況に実習生をおいてはならない。
- 2 実習生には指導員を置き、実習生の指導及び助言に当たらせる。

- 3 指導員は、実習生に対する就業実習計画書を作成し、就業実習の適正かつ効果的な実施に努めるものとする。
- 4 実習生は、指導員の助言のもとに当該課における補助的な事務に従事することとする。
- 5 実習生は、就業実習期間終了後、就業実習の内容に関する報告書を作成し、就業実習実施の部又は牧場の長に提出することとする。

(実習生の服務等の取扱い)

第8 実習生の服務等の取扱いは、次のとおりとする。

- 1 就業実習期間中における服務については、原則としてセンターの職員の服務に準ずるものとし、また、実習生は指導員の指導・監督等に従わなければならない。
- 2 実習生は、センターにおける就業実習活動中に知り得た情報（公開されているものを除く。）の開示については、指導員の指示に従わなければならない。就業実習終了後においても、同様とする。
- 3 実習中の欠勤は正当な事由がある場合以外はこれを認めないこととする。やむを得ず欠勤する場合は、実習生は事前に指導員に申し出ることとする。なお、正当な事由による場合であっても、2日以上欠勤した場合、就業実習を打ち切ることができるものとする。
- 4 実習生としてふさわしくない行為があったときは、就業実習を打ち切ることができるものとする。
- 5 就業実習を打ち切った場合は、速やかに大学等にその旨を通知することとする。
- 6 実習生の懲戒、賠償等に関する最終的な責任は、大学等が負うものとする。

(就業実習に係る費用負担)

第9 実習生の就業実習のために要する費用の一切は、実習生個人又は大学等の負担とする。

(就業実習中の事故等に伴う災害補償)

第10 就業実習中の事故等に伴う災害補償については、次のとおりとする。

- 1 大学等又は実習生は、原則として、学生教育研究災害傷害保険及びインターンシップ等賠償責任保険その他の傷害保険(以下「保険」という。)に加入しなければならない。
- 2 実習生が就業実習期間中に傷害を負った場合は、実習生の加入する保険により補償する。
- 3 実習生がセンター又は第三者に損害を与えた場合は、法令に従って処理し、保険により補償する。
- 4 上記1及び2に基づく保険の利用などに関する必要な手続きは、大学等が行うものとする。

(就業実習成果の公表)

第11 実習生が就業実習の成果として論文等を外部へ発表する場合には、事前に就業実習実施の部又は牧場の長の承認を受けなければならない。

(その他)

第12

- 1 この要領に定めるもののほか当該就業実習の実施に関し必要な事項は、総務部において別に定める。
- 2 この要領等に定めのない事項及びこの要領に関し疑義が生じた事項については、総務部、就業実習実施の部又は牧場、大学等、実習生及びその他の関係者が協議して決定するものとする。

附 則

この要領は、平成21年10月1日から施行する。

独立行政法人家畜改良センターインターンシップの募集、決定等について

平成17年 8月 9日
家畜改良センター総務部

独立行政法人家畜改良センターインターンシップ実施要領（平成17年8月9日家畜改良センター理事長通知（以下「実施要領」という。））第12の1に基づき、実習生の募集・決定の具体的手続及び就業実習の実施に関する留意すべき事項を、次のように定める。

（実習生の募集）

第1 実習生の募集は、次により行う。

- 1 就業実習実施の部又は牧場（支場を含む。以下同じ。）の長は、実習生の受け入れについて、受け入れ可能な課名、期間、人数、実施業務等につき別紙様式1に取りまとめ、理事長へ報告する。
- 2 総務部長は、当該報告を取りまとめ、毎年4月上旬までに、大学等及び学生に対して、インターネット等を通じて、就業実習の実施を通知する。
- 3 大学等の就職担当部局等は、就業実習に参加させるものとして推薦する学生を別紙様式2に取りまとめ、被推薦者毎に別紙様式3を添付して、毎年5月末までに総務部長に提出する。

（実習生の決定等）

第2 実習生の決定は、次により行う。

- 1 総務部長は、就業実習実施の部又は牧場の受入可能人数、学生の希望等を勘案し、就業実習実施の部又は牧場の長に対して、推薦する学生の一覧及び当該学生の作成した必要書類を送付する。
- 2 就業実習実施の部又は牧場の長は、受け入れの可否を決定する。この際、就業実習を実施する課の長による面接を行うことができる。就業実習実施の部又は牧場の長は、決定後速やかに、実習生の受け入れ先等につき理事長まで報告することとする。
- 3 総務部長は、就業実習実施の部又は牧場の長の報告を受けて、別紙様式4により速やかに大学等へ受け入れ可能な学生の氏名及び就業実習を実施する課を通知する。当該学生への結果の通知は、各大学等において行うこととする。
- 4 実施要領第6の5に規定する覚書の締結は、各大学の総括責任者と家畜改良センター理事長（以下「理事長」という。）との間で、別紙様式5により行うこととする。
- 5 実習生は、実施要領第6の6に規定する誓約については、別紙様式6による誓約書に署名、押印し、総務部長に提出することとする。

（就業実習の実施に係る留意すべき事項）

第3 就業実習の実施方法等は、次のとおりとする。

- 1 指導員は、原則として、就業実習を実施する課の長とする。
- 2 指導員は、別紙様式7により実施要領第7の3に規定する就業実習計画書を当該実習開始前日までに就業実習実施の部又は牧場の長まで提出するものとする。
- 3 実習生は、就業実習期間終了後2週間以内に、当該実習の内容に関する報告書（1,000字程度）を作成し、指導員を経由して就業実習実施の部又は牧場の長に提出するものとする。
- 4 指導員は、就業実習終了後、速やかに当該実習の結果について別紙様式8により就業実習実施の部又は牧場の長に報告することとする。
- 5 就業実習実施の部又は牧場の長は、就業実習終了後、当該実習の結果について別紙様式9により取りまとめ理事長に報告する。

- 6 就業実習終了後、総務部長は、大学等からの要請に応じて、各大学等に対して就業実習の終了を報告することができる。実習生への連絡は、各大学等において行うこととする。
- 7 就業実習に必要な机、椅子、パソコン等の事務用品は就業実習実施の部又は牧場において準備し、実習生に供与する。

附 則

- 1 平成17年度においては、第1の2の規定にかかわらず8月上旬とする。
- 2 平成17年度においては、第1の3の規定にかかわらず8月中旬とする。

附 則

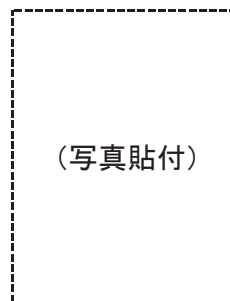
この募集、決定等については、平成21年10月1日から施行する。

(別紙様式3)

平成〇年度家畜改良センターインターンシップ調査表

所属大学		学部・学科	
学年(年齢)		氏名	

住所	
電話番号	



1 希望する実施場所、課名及び志望理由を第2希望まで御記入下さい。

第1希望	(場所名)	志望理由	
	(課名)		
第2希望	(場所名)	志望理由	
	(課名)		

※上記以外の部署でも良いので、就業実習を希望する 【 はい・いいえ 】
(希望者のみ御記入ください。)

2 就業実習希望期間 【 〇月〇日 ~ 〇月〇日まで 】

3 下記の事項について該当する事項を御記入ください。

①パソコン:使えるソフト【 一太郎・Word・Excel・PowerPoint 】

②語学力:【 外国語名: TOEFL等: 】

③資格・特技等:【 】

4 就業実習において、希望する事項等があれば御記入ください。

--

(別紙様式4)

文書番号
日付

大学総括責任者あて

独立行政法人
家畜改良センター理事長

家畜改良センターインターンシップ受入の決定等について

貴職より推薦のあった家畜改良センターインターンシップ受入については、選考の結果、下記の者を受け入れることとしましたので、お知らせします。

つきましては、別添のとおり覚書を締結致しますので、覚書に記名・捺印の上、2通を提出してください。

また、同封の誓約書に、当該学生に記名・捺印させた上、1通を提出してください。

記

氏名	受入部署	就業実習期間
----	------	--------

(備考)

1 送付期日

平成 年 月 日 (曜日) (必着)

※送付に当たっては、書留扱いをお願いします。

2 送付先

〒961-8511 福島県西白河郡西郷村字小田倉原1

独立行政法人 家畜改良センター 総務部長 あて

(別紙様式5)

家畜改良センターインターンシップに関する覚書

家畜改良センター（以下「センター」という。）と〇〇大学（以下「大学」という。）は、別記「家畜改良センターインターンシップ実習生名簿」に記載されている大学の所属学生（以下「学生」という。）がセンターにおいてインターンシップ（以下「就業実習」という。）を行うことについて、下記のとおり覚書を締結する。

記

第1 就業実習実施に係る基本的役割等

センターは、別記の学生を就業実習として受け入れ、学生に対し必要な指導・助言等を行う。

大学は学生に対し、「独立行政法人家畜改良センターインターンシップ実施要領（平成17年〇月〇日家畜改良センター理事長通達）」、「独立行政法人家畜改良センターインターンシップの募集、決定等について（平成17年〇月〇日家畜改良センター総務部）」及び本覚書に定める事項を周知するとともに、円滑な就業実習を進めるために必要な指導及び監督を行う。

第2 就業実習時間、手当等の支給及び事故への対応等

(1) 就業実習時間は、原則として、午前8時30分から午後5時まで（以下「定時」という。）とする。このうち午後0時から午後1時までを休憩時間とする。なお、定時以外にも若干の就業実習を行うことがある。

(2) センターは、就業実習中、学生に対し、通勤費（自宅及び滞在先より）、手当（日当）、食費及び旅費（滞在先までの往復旅費）を支給しない。

(3) 大学は学生に「学生教育研究災害傷害保険」及び「インターンシップ等賠償責任保険」等の保険に加入させ、就業実習中における関係他者（センター、人物、財物等）に対する損害、損傷等により被る法律上の損害賠償を補償する。

第3 就業実習中における遵守事項等

(1) 学生は、就業実習に関してセンターの指示に従い、就業実習期間中は就業実習に専念し、センター業務の信用を傷つけ、又はセンターの不名誉となるような行為を行ってはならない。

(2) 就業実習の欠勤は、正当な事由による場合以外は認めない。やむを得ず欠勤する場合は、事前に就業実習実施の部又は牧場（支場を含む。以下同じ。）の指導員に申し出てその指示に従うこととする。正当な事由による場合であっても2日以上欠勤した場合、センターは、就業実習を打ち切ることができることとする。

(3) 学生は、センターにおける就業実習活動中に知り得た情報（公開されているものを除く。）の開示については、指導員の指示に従わなければならない。就業実習終了後においても、同様とする。

(4) 学生は、就業実習にあたりセンターの衛生管理区域（畜舎とその周辺及び放牧地等でセンター職員が指示した区域）に立ち入る場合は、次に掲げる事項を厳守するものとする。

ア. 当日に他の畜産施設（自宅の施設を含む。）に立ち入ってはならない。

イ. 外国から帰国後1週間以内であってはならない。

ウ. 過去4カ月以内（鶏関係の衛生管理区域の場合にあっては2カ月）に海外で使用した衣類又は靴を持ち込んではいない。

エ. その他、センター職員からの防疫上の指示に従わなければならない。

(5) 学生は、就業実習期間終了後2週間以内に、就業実習内容に関する報告書（1,000字程度）を作成し、指導員を経由して就業実習実施の部又は牧場の長に提出しなければならない。

(6) 学生は、就業実習の成果を論文等により外部へ発表する場合には、事前に就業実習実施の部又は牧場の長の承認を受けなければならない。

(7) センターは、学生がこの覚書に従わない場合、その他就業実習を継続しがたい事由が生じた場合は就業実習を打ち切ることができる。センターは、就業実習を打ち切った場合は、速やかに大学にその旨を通知する。

第4 誓約書の提出

学生は、就業実習に先立ち、センターに対して誓約書を提出する。

第5 協議

本覚書に定めがない事項又は本覚書に疑義が生じた事項については、センターと大学が協議の上決定するものとする。

本覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、センター及び大学が記名捺印の上それぞれ1通を保管するものとする。

平成 年 月 日

(日付は、空欄。当方において本覚書を受領した日付を記入し、貴職へ返送致します。)

独立行政法人
家畜改良センター理事長 ○ ○ ○ ○



○○大学・・・・・・・・ ○ ○ ○ ○
(総括責任者)



(別紙様式6)

誓 約 書

家畜改良センター理事長 様

家畜改良センターにおいてインターンシップを受けるに当たり、独立行政法人家畜改良センターインターンシップ実施要領(平成17年 月 日家畜改良センター理事長通達)等を理解し、実習生として下記のとおり遵守することを誓約します。

記

- 1 就業実習期間中は専ら所定の就業実習に従事し、その目的の達成に努めること。
- 2 就業実習期間中は家畜改良センター職員が遵守すべき法令及び規則を守るとともに、実習生としての活動について指導員の指導、監督等に従うこと。
- 3 就業実習期間中は、特定の政治政党、宗教、企業、団体の利益のための行為を行わないこと。
- 4 家畜改良センターにおける就業実習活動中に知り得た情報(公開されているものを除く。)の開示については、指導員の指示に従うこと。就業実習終了後においても、同様とすること。
- 5 就業実習にあたりセンターの衛生管理区域(畜舎とその周辺及び放牧地等で家畜改良センター職員が指示した区域)に立ち入る場合は、次に掲げる事項を厳守すること。
 - ア. 当日に他の畜産施設(自宅の施設を含む。)に立ち入らないこと。
 - イ. 外国から帰国後1週間以内ではないこと。
 - ウ. 過去4カ月以内(鶏関係の衛生管理区域の場合にあっては2カ月)に海外で使用した衣類又は靴を持ち込まないこと。
 - エ. その他、家畜改良センター職員からの防疫上の指示に従うこと。
- 6 就業実習終了後2週間以内に、就業実習内容に関する報告書(1,000字程度)を作成し、指導員を経由して就業実習実施の部又は牧場(支場を含む。以下同じ。)の長に提出すること。
- 7 就業実習の成果を論文等により外部へ発表する場合には、事前に就業実習実施の部又は牧場の長の承認を受けること。
- 8 病気等のため予定されていた就業実習を受けられない場合は、あらかじめ、指導員にその旨を連絡すること。やむを得ない場合は、事後速やかに指導員にその旨を連絡すること。

平成 年 月 日

〇〇大学〇〇学部 学生氏名 印

(別紙様式8)

インターンシップ受入結果報告

受入課名	部・牧場・支場			課
指導員名				
実習生名				
大学学部名	大学		学部	年
期間	月	日	～	月 日
出勤状況	出勤 遅刻	日 日	・ ・	欠勤 早退 日 日
評価項目		評価	特記事項	
実習生の 就業実習態度	規律正しい態度であり、実習中 支障がなかった	A・B C・D		
	業務内容の的確な理解が できていた	A・B C・D		
	業務内容に適応した行動であった	A・B C・D		
	目的意識をもって意欲的に取り組 む姿勢がみられた	A・B C・D		
今後の改善点				
その他(感想・良かった点等自由にご記入ください。)				

評価(4段階):A(優れている) B(やや優れている) C(普通) D(劣っている)

(別紙様式9)

平成○年度 インターンシップ受入結果一覧

就業実習実施場所(部、牧場、支場名)	受入課	受入期間	人数	就業実習の内容	実習生の所属大学

(注)各指導員の報告書(様式8)及び実習生からの報告書(1,000字程度)を添付すること。